

回覧									

令和 7年 8月 1日
金沢市土木局 河川水防課

町会の皆様へ



ご確認をお願いします！！

- 用水や水路に橋をかける場合は、市の許可が必要です。
- 橋からの転落防止のため、安全対策をお願いします。
- 通路としての橋には駐車やゴミ箱等を放置しないでください。

金沢市では、用水や水路（これらを「法定外公共物」と呼びます。）について、法定外公共物管理条例を定めて管理を行っています。

水路などに橋や町会等のゴミステーション等の工作物を設置する場合、金沢市への許可申請が必要です。許可を受けていない場合や、更新がされていない場合は、速やかに申請をお願いします。なお、無許可での架橋は、過料の対象となる場合がありますのでご注意ください。

また、通路として許可を受けた橋には、転落防止柵の設置など安全対策と、ゴミ箱等の物品を放置しないようお願いしています。

用水と水路及び橋の適切な管理使用に、ご理解とご協力をお願いします。



橋から用水や水路への転落事故により、橋の所有者と市が賠償を求められたケースがあります。

<お問い合わせ先>

金沢市土木局 河川水防課 管理係 酒井 篠木 吉藤

TEL 220-2342 FAX 220-2476

mail : kasen@city.kanazawa.lg.jp



よくあるご質問

質問

Q. 「法定外公共物」とは何のことですか？

A. 普段、皆さんが利用している道路や公園、身の回りにある用排水路、河川などの公共物のうち、道路法、河川法、下水道法などの法律によって管理の方法等が決められているものを法定公共物といいます。

これに対して、道路法、河川法などが適用されないものを法定外公共物といいます。代表的なものに、いわゆる農道、集落内の排水路、農業用排水路があり、現在は、所有・管理ともに金沢市が、行っています。

Q. 道路側溝と法定外公共物の違いは何ですか？

A. 金沢市では、道路に沿って設置された水路は、基本的に内幅 60 cm以内であれば道路側溝とし、それを超える場合は法定外公共物として管理しています。ただし、例外もありますので、詳しくはお問い合わせください。

Q. 許可を受けるにはどのような手続きが必要ですか？

A. 「法定外公共物使用等許可申請書」を記載し、申請してください。

申請書は以下の市ホームページからダウンロードできます。

不明な点は河川水防課までお問い合わせください。

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/naisuiseibika/shinseishodownload/9116.html>

※「金沢市 架橋」と検索すると出てきます。

Q. 使用料はかかりますか？

A. 原則として、使用料が発生します。ただし、道路から宅地に渡るための橋などについては免除されます。

Q. 許可に期限はありますか？

A. 許可期限は5年以内です。継続して使用する場合は更新手続きが必要です。

Q. 許可を受けないと何か罰則はありますか？

A. 許可を受けずに橋や工作物を設置すると、5万円以下の過料を課される場合があります。